

米子工業高等専門学校後援会 国際交流事業助成金支給基準

令和３年１０月４日改定

後援会臨時役員会決定

米子工業高等専門学校後援会（以下「本後援会」という。）が米子工業高等専門学校（以下「米子高専」という。）等の実施する海外での国際交流事業に参加する米子高専学生への助成金の支給基準について、次のとおり定める。

- １．本助成金は、米子高専学生の国際交流活動を活性化するために支給する。
- ２．本助成金の支給対象者は、米子高専の本科及び専攻科に在籍する学生とする。
- ３．本助成金の支給対象となる国際交流事業は、以下の団体が海外で実施するものとする。
 - 一 米子高専
 - 二 独立行政法人国立高等専門学校機構
 - 三 中国地区高等専門学校学生国際交流コンソーシアム
 - 四 その他、米子高専校長が認めたもの
- ４．助成金額は、一人につき２０，０００円とする。

ただし、同一の事業に対して、本後援会以外の団体等（以下「他団体等」という。）から助成金相当の支給がある場合は、他団体等からの助成金相当分を減じた額を支給する。

なお、公益財団法人鳥取県国際交流財団支給の山陰・夢みなと博覧会記念基金助成金および特定非営利活動法人専友会の専友会基金助成金はこの限りでない。
- ５．助成金の支給は、本科、専攻科併せて在学中に１回限りとする。
- ６．本支給基準は、令和３年１０月４日から適用する。